領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[略]	クロアチア	コソボ	ジョージア	[略]
			クーナ	ユーロ	ラリ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		315	44	133	
3から12まで	削除					
13	一般入国査証		165	23	70	
14	数次入国査証		335	46	140	
15	通過査証		40	5	16	
16	再入国の許可の有効期間の延長		165	23	70	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		140	19	58	
18	削除					
19	国籍証明		245	34	102	
20	在留証明		65	9	28	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		65	9	28	
22	職業証明		110	15	47	
23	翻訳証明		245	34	102	
24	署名又は印章の証明					
	イ.官公署に係るもの		250	34	105	
	ロ.その他のもの		95	13	40	
25	遺骨証明		140	19	58	
26	原産地証明		245	34	102	
27	日本品の外国輸入証明		210	29	88	
28	船内遺留品目録証明		50	7	21	
29	航行報告証明		70	10	30	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		115	16	49	

改正前

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[同上]	クロアチア	[項を加える。]	ジョージア	[同上]
			クーナ		ラリ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		315		133	
3から12まで	削除					
13	一般入国査証		165		70	
14	数次入国査証		335		140	
15	通過査証		40		16	
16	再入国の許可の有効期間の延長		165		70	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		140		58	
18	削除					
19	国籍証明		245		102	
20	在留証明		65		28	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		65		28	
22	職業証明		110		47	
23	翻訳証明		245		102	
24	署名又は印章の証明					
	イ.官公署に係るもの		250		105	
	ロ.その他のもの		95		40	
25	遺骨証明		140		58	
26	原産地証明		245		102	
27	日本品の外国輸入証明		210		88	
28	船内遺留品目録証明		50		21	
29	航行報告証明		70		30	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		115		49	

備考　表中の［　］の記載は注記である。